



新型コロナウイルス感染症に係る 固定資産税等の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している中小企業者・小規模事業者の納税負担を軽減するために、固定資産税・都市計画税を減免する制度が創設されました。この制度は令和3年度課税の1年分に限り、事業収入の減少幅に応じ、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を「2分の1」または「ゼロ」とするものです。

▼対象者▼

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が前年同期間と比べ30%以上減少している中小企業者等(※1)です。

※1 中小企業者等とは、

- ・資本金の額又は出資金額1億円以下の法人(※2)
- ・資本又は出資を有しない法人・個人は常時使用する従業員の数が1000人以下の場合

※2 次の法人は、資本金が1億以下でも対象になりません。

- ・同一の大規模法人に発行株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
 - ・2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に該当する者は、対象外となります。

▼軽減措置の内容▼

①軽減措置の要件

| 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高の対前年同期間比減少率 | 軽減率 |
|---|------|
| 30%以上50%未満減少 | 2分の1 |
| 50%以上減少 | 全額 |

②対象となる資産

中小事業者等が所有する、償却資産および事業の用に供している家屋(※3)

※3 法人税又は所得税において、所得の計算上損金又は必要な経費に算入される事業用家屋

▼申請手続きについて▼

固定資産税等の軽減を受けるには、認定経営革新等支援機関等の認定を受ける必要があります。

令和3年度の償却資産申告書と一緒に、税務課固定資産税担当まで提出してください。(該当者のみ)



